

ALPHARD FC規約

- 名 称** (第 1 条) 本クラブの名称はALPHAHD FC (アルファード) とし (以下本クラブ) ALPHARD FCが管理運営する。
- 所 在** (第 2 条) ALPHARD FC事務局
〒918 -8035 福井県福井市江守の里2 -414
TEL 0776 -35 -2527
FAX 0776 -35 -2527
- 目 的** (第 3 条) サッカ - を通じて地域の青少年の健全な心身の育成を図り、地域社会に貢献できる人間育成を目的とする。
一貫指導のもとで、サッカーの楽しさを学びながら、礼儀、言葉遣い等の基本的社会道徳を身につけると共に年齢、体力の向上に伴い、本格的にサッカーに取り組み、生涯スポーツとしてサッカーを継続できる選手育成と地域社会のスポーツ振興への寄与を目的とする。
- 入 会 資 格** (第 4 条) 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。
本クラブの主旨に賛同すること。
本人が、本クラブの主旨に賛同した者で、12歳以上の健康な男であること。
- 入 会 手 続** (第 5 条) 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むこと。
入会申し込みは随時受付とする。
- 会 費** (第 6 条) 会費とはつぎのものをいう。
入会金 (入会時) 10,000円
年会費 (毎年4月更新) 3,000円
月会費 4,000円
雑 費 (遠征、大会、イベント等の参加費、及びユニフォーム費)
- 入 会 金** (第 7 条) 会員は、入会時に別に定める入会金を入会時に払い込まなければならない。
- 年 会 費** (第 8 条) 会員は、更新時に別に定める年会費を払い込まなければならない。
- 月 会 費** (第 9 条) 会員は、別に定める月会費を前月に払い込まなければならない。
- 会費の不返納** (第 10 条) 一旦納入した入会金、年会費、月会費、雑費は入会不許可の場合を除き理由の如何を問わず返金しない。
- 会費の滞納** (第 11 条) 会員が事前の承認をとる場合の他、年会費、月会費の支払いを怠った時は、本クラブは指導を停止し、また退会させることができる。

練習指導の回数、期間
(第 12 条) 本クラブの指導日、期間については、概要による練習日、時間とする。
やむを得ない事由が発生した場合は、定められた指導日、期間または時間を、変更中止することがあるものとし、その場合随時緊急連絡とする。

指導の内容
(第 13 条) 本クラブは、各コ - スごとに指導要綱及び細目を定めるものとし、指導要綱及び細目に基づく個別の具体的練習方法は各コ - チがする。

健康管理
(第 14 条) 会員は、伝染病疾患ならびに心臓疾患など激しい運動を禁じられる病気にかかった場合はその旨速やかに本クラブに届け出、必要な処置をとるものとする。
本クラブは、会員の健康上の異状を発見した場合、必要に応じて会員に対し、休会または退会を勧告することがある。

休会、退会
(第 15 条) 休会、退会を希望する会員は、前月 10 日までに届け出をしなければならない。

会員のモラル
(第 16 条) 会員は、次の事項を厳守しなければならない。
チ - ムワ - クを守り、明るく楽しく元気良く行動すること。
本クラブの目的に添うよう努力すること。
サッカー - を行うに適した健康状態であること。
時間を守ること。
練習及び試合を無断で休まないこと。
スポ - ツ傷害が起こった場合、必ず本クラブに連絡し、指示に従うこと。
施設利用に際しては、施設利用に関する諸規則及び施設管理者ならびコ - チの指示に従うこと。

練習中の態度
(第 17 条) 一生懸命練習すること。(熱心に集中して打ち込むこと)
コ - チの指示に従い、積極的に自分から努力すること。
無駄話しをしないこと。
必ず挨拶すること。
中学生らしい行動、服装をすること。
ALPHARD FCの一員として規則正しい態度で参加すること。

除名
(第 18 条) 本規約に違反する等、本クラブの会員としてふさわしくないと認められた者に対し、本クラブは、コーチの意見を聞いた上で除名することができる。

事故の責任
(第 19 条) 会員において、本クラブの活動中及び施設諸利用に際して生じた人的、物的事故について本スク - ルは、一切損害賠償の責を負わない。
入会者は全員スポ - ツ安全協会の損害保険に加入する。
損害が発生した場合は、同傷害保険の適用範囲内とし、それ以外の保証はおわないものとする。
遠征時スタッフ、父兄等の運転するバスで事故がおきても運転者に責任は無いものとし、一切の責任をおわないものとする。

規約の改正
(第 20 条) 本規約は、随時改正することができる。

施行
(第 21 条) 本規約は、平成15年11月より施行する。